

幼児教育・保育無償化に関する区の対応方針について

子ども・子育て支援法の改正に伴う幼児教育・保育無償化（本年10月1日実施）については、以下の対応方針により実施することとしたので、報告します。

1 国の方針と区の対応方針

区分	国の方針		区の対応方針
	対象	無償化の概要	
(1)認可保育所	3～5歳児	<ul style="list-style-type: none"> 利用料無償 食材料費は保護者の実費負担。ただし、低所得世帯及び第3子は免除 	<ul style="list-style-type: none"> 国の方針通り、利用料を無償化 食材料費は、本来、保護者が負担すべきであるが、無償化の効果減少の影響が大きくなるほか、各保育施設での徴収事務の負担増等も考慮し、当面は公費で負担
	0～2歳児 (非課税世帯)	<ul style="list-style-type: none"> 利用料及び食材料費無償 	<ul style="list-style-type: none"> 国の方針通り、利用料等を無償化 非課税世帯以外の多子世帯に対する負担軽減については、対象を拡大し(未就学児童に限らず、第2子半額、第3子を無償化)、区独自に実施（都補助を活用）
	3～5歳児	<ul style="list-style-type: none"> 利用料、食材料費は認可保育所と同じ 	<ul style="list-style-type: none"> 国の方針通り、利用料を無償化 食材料費は、現行同様に保護者の実費負担
(2)区立子供園	3～5歳児	<ul style="list-style-type: none"> 利用料、食材料費は認可保育所と同じ 	<ul style="list-style-type: none"> 国の方針通り、利用料を無償化 食材料費は、現行同様に保護者の実費負担
(3)私立幼稚園 (新制度園)	満3歳～ 5歳児	<ul style="list-style-type: none"> 利用料、食材料費は認可保育所と同じ 	<ul style="list-style-type: none"> 国の方針通り、利用料を無償化 食材料費は、現行同様に保護者の実費負担 入園料は、現行の補助制度を存置
(4)私立幼稚園 (未移行園)	満3歳～ 5歳児	<ul style="list-style-type: none"> 利用料無償（月額25700円上限） 食材料費は認可保育所と同じ 	<ul style="list-style-type: none"> 国の方針通り、利用料を無償化。ただし、各園の利用料実態等を踏まえ、上限月額(30100円)を区独自に設定（都補助を活用） 現行の補助制度を踏まえ、多子世帯等に対する上限月額(33500～38600円)を区独自に設定（都補助を活用） 食材料費は、現行同様に保護者の実費負担 入園料は、現行の補助制度を存置
(5)認可外保育施設	都道府県に届出、国の基準を満たす施設の 3～5歳児、 0～2歳児 (非課税世帯)	<ul style="list-style-type: none"> 利用料無償 3～5歳児 月額37000円上限 0～2歳児 月額42000円上限 国の基準を満たさない施設も経過措置期間中(5年間)は無償化対象。ただし、区市町村の条例により対象施設を限定することが可能 	<ul style="list-style-type: none"> 国の方針を踏まえ、区条例により対象を限定して利用料を無償化 多子世帯等に対する上限月額(3～5歳児 57000円、0～2歳児 67000円)を区独自に設定（都補助を活用）
(6)一時預かり等	幼稚園・認可外保育施設の 在籍児童等 (保育の必要性の認定が必要)	<ul style="list-style-type: none"> 在籍施設の預かり保育等の利用料を含め利用料無償 幼稚園 3～5歳児月額11300円上限 認可外 3～5歳児月額37000円上限 0～2歳児(非課税世帯) 月額42000円上限 	<ul style="list-style-type: none"> 国の方針通り、利用料を無償化
(7)障害児通所施設等	3～5歳児、 0～2歳児 (非課税世帯)	<ul style="list-style-type: none"> 利用料を無償 食材料費は認可保育所と同じ 	<ul style="list-style-type: none"> 国の方針通り、利用料を無償化 食材料費は、現行同様に保護者の実費負担

2 改正及び制定する条例等

以下のとおり、区の対応方針に基づく関連条例の改正を行うほか、認可外保育施設については、保育の質の観点から国の基準を満たす施設に対象を限定するため、新たに条例を制定する。あわせて、補正予算を編成する。

- (1) 杉並区保育料等に関する条例を改正
- (2) 杉並区子供園条例を改正
- (3) 杉並区子ども・子育て支援法の一部を改正する法律附則第4条に規定する児童福祉法第59条の2第1項に規定する施設に関する経過措置に関する条例を制定

3 今後の予定

令和元年 8月中旬 利用者宛て通知及び区ホームページによる周知
10月1日 幼児教育・保育無償化実施